

京都府中間年評価書

都道府県名 京都府		担当部署	農林水産部農村振興課
(市町村数) ・全市町村数 26 ・対象市町村数 16 ・基本方針策定市町村数 16 ・交付市町村数 16		(協定数) ○協定数 510 (・基礎単価 146 ・体制整備単価 364) ◇集落協定 507 (・基礎単価 146 ・体制整備単価 361) ◇個別協定 3 (・体制整備単価 3)	
(交付面積) ○耕地面積 31,900ha (農林水産統計 H23) ○農振農用地 24,087ha (H23) ○対象農用地面積 5,592ha ○交付面積 5,186ha (・基礎単価 1,058ha ・体制整備単価 4,128ha) ○加算単価面積 154ha (・規模拡大 1ha ・土地利用調整 25ha ・小規模・高齢化集落支援 79ha ・法人設立 49ha) ○地目別交付面積 (・田 5,106ha ・畑 80ha) ○交付基準別交付面積 (・田 ・急傾斜 2,231ha ・緩傾斜 2,873ha ・小区画・不整形 0ha ・高齢化・耕作放棄地率 2ha ・畑 ・急傾斜 68ha ・緩傾斜 12ha ・高齢化・耕作放棄地率 0ha)			
交付総額	6.8億円	配分割合	(個人) 20,100万円 (共同取組) 47,900万円
(協定の概要) ・1協定当たりの参加者数 28人 // 交付面積 10ha // 交付金額 134万円 ・参加者1人当たりの交付金額 4.8万円 ・1市町村当たりの協定数 32協定 // 交付面積 324ha // 交付金額 4,272万円			

交付金交付の評価（運用第17）

1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況

○各集落協定に対する市町村の評価 (単位：協定数)

	優 良	適 当	要指導・助言	返還等
A 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況	9	482	16	0

2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況

○各集落協定に対する市町村の評価 (単位：協定数)

	優 良	適 当	要指導・助言	返還等
B 耕作放棄の防止活動	17	484	6	0
C 水路・農道等の管理活動	47	458	2	0
D 多面的機能を増進する活動	12	474	21	0

3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況

○各集落協定に対する市町村の評価 (単位：協定数)

	優 良	適 当	要指導・助言	返還等
E 農用地等保全体制整備	18	328	15	0
F A要件	3	66	9	1
G B要件	2	10	2	1
H C要件	—	336	9	0

4 加算措置の進捗状況

○各集落協定に対する市町村の評価 (単位：協定数)

	優 良	適 当	要指導・助言	返還等
I 加算単価	—	5	0	0

※ 市町村からの報告に基づき、評価項目毎に実施状況を分析。

- ・協定数（指導・助言または返還等の措置が必要な協定以外）・・・ 450協定
- ・指導・助言が必要な市町村数・協定数・・・・・・・・・・・・・・・・ 60協定
〔(指導内容による分類)〕
- ・返還等の措置が必要な市町村数・協定数・・・・・・・・・・・・・・・・ 0協定
〔全額返還／2割返還／加算分返還／交付停止〕

○全体評価 「優」：316協定 「良」：186協定 「可」：8協定

制度の評価（成果と課題）

1 耕作放棄の発生防止

- 本制度の取り組みを通じて、条件不利地である中山間地域の耕作放棄地を防止する効果は絶大である。
- 京都府内の耕作放棄地が増加している中、協定の活動を通じて、府内の農振農用地の約2割にあたる農地が保全されている。
- 市町村担当者へのアンケートの結果で100%、集落協定代表者へのアンケートでは97%が「効果あり」と回答されており、双方とも高く評価している。

(参考) 府内の耕作放棄地の推移

2000年㊦ 2,149ha 2005年㊦ 2,615ha 2010年㊦ 2,850ha

2 地域・集落の活性化

- 協定締結に伴い、集落での話し合い回数が増加し、集落の活性化や将来に向けた話し合いが活発に行われている。
- 共同作業、機械の共同利用、作業受委託等、集落営農に関わる取組も活発化している。
- 一部ではあるが、本制度の取り組みをきっかけとして、新規就農者の確保、6次産業化、都市住民との交流など活動の幅が広がってきている。
- 市町村担当者へのアンケートの結果で、100%、集落協定代表者へのアンケートで、93%が「効果あり」と回答されており、双方とも高く評価している。

3 多面的機能の維持

- 市町村担当者へのアンケートの結果で、94%、集落協定代表者へのアンケートで、83%が「効果あり」と回答されており、双方とも高く評価している。
- 自然環境や美しい景観の保全、水源のかん養、土壌浸食や土砂崩壊及び洪水の防止など、取り組みによる農地保全が多面的機能の増進、維持に大きな効果を発揮している。
- 本制度による交付金が農業生産活動の維持のみならず、地域のコミュニティの活性化、集落としての機能そのものの維持にも大きく貢献している。

4 集落の共同取組活動

- 交付金を共同取組活動に充てる割合が約7割と高く、京都府の大きな特徴となっている。
(全国第5位：H23 実施状況)
- 共同取組活動の交付金の使途状況は「農道・水路管理費」が最も高くなっているが、「鳥獣被害防止対策」の割合が他府県に比べ高くなっている。
(被害防止面積約4,900ha、3割以上減少 60%)

○一方、繰越の割合が高い協定も多く、有効な活用を促す必要がある。

(府の対応案)

- ・・・優良事例などの情報提供
抽出検査等を通じた啓発

○個人配分に関する集落の意見については、様々であり、対策途中での変更が混乱を招いているとの意見が多い。

5 集落活動の担い手確保

○高齢化がかなり進行しており、協定参加者の71歳以上割合は約40%、協定役員の平均年齢も顕著に上昇している。

○一部の集落では、空き家情報等の提供や新規就農者を積極的に受け入れるなど、新たな担い手の確保につなげている。

○小規模集落では、協定の統合により、集落活動の継続・発展が図られている。
(3期対策から新たに統合した協定数：6協定)

○多くの集落・市町村で地域外からの移住者の受入が必要と考えている。

(府の対応)

- ・・・新たな定住者の移住を支援
新規就農者の参入支援
複数集落が連携した取組への誘導

6 女性の参画

○協定参加者に占める女性の割合は、全体の約10%で5年前と比較すると3ポイント上昇しているが、進んでいるとはいえない。

○また、役員に至っては1.2%と5年前と同じでかなり低い状況。

○集落の話し合いへの女性の参加割合が多い集落では、女性の活動が活発になったと答える集落が多い。

一方、女性の話し合いへの参加がほとんどない集落が約6割に上っている。

○幅広い参加者の確保や6次産業化など多様な取組を推進する上での課題の一つと考えられる。

(府の対応)

- ・・・女性参画の一層の推進

「返還措置等」の内訳

措置内容	集落協定数等	
	件数	金額
① 農業生産活動等の未実施(全額遡及返還)		
② 多面的機能の増進活動の未実施(全額遡及返還)		
③ 耕作放棄地等の復旧等の未実施(当該農用地分の遡及返還、当該年度以降全額交付停止)		
④ 耕作放棄地の管理の未実施(次年度以降全額交付停止)		
⑤ 水路・農道等の維持・管理の未実施(全額遡及返還)		
⑥ 個別協定【委託契約等の解除、農業生産活動等の未実施、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の未実施】(当該農用地分の全額遡及返還、当該農用地分の次年度以降交付停止、2割相当の遡及返還)		
⑦ 集落マスタープラン(次年度以降全額交付停止)		
⑧ 体制整備の未実施(2割相当の遡及返還)		
⑨ 加算措置の未実施(加算分の遡及返還、次年度以降交付停止)		

(注) 中間年評価の結果、市町村が措置することとなったものを集計して下さい。